七、未支給々与

1　もと軍人軍属の在職中の俸給、給料、諸手当等で復員又は死没するまでに未払となっていたものは復員処理と同時に文官の未支給々与と同様に旧額で支給されることになっている。

2　従来もと軍人軍属の在職中に支給されるべき諸給与は未復員者給与法、特別未帰還者給与法の諸制度によってその留守家族に前払いされていたが旧法の廃止に伴い留守援護法の経過規定によって生存者、死没者の別なくその帰還したとき又は死亡の事実が判明した際に精算して支払われることになっているが行政分離等の関係でその処置が講じられておらず、死没者の分は葬祭料及び遺骨取引経費と一緒に死亡時給金として支払われているが、沖縄戦関係を含めた生存者の未払給与については厚生省でその処理を検討中であるので決定次第支払事務が開始される予定である。

（四）旧令陸海軍共済組合関係

1　恩給法、援護法の適用をうけない内地勤務の軍属が職務上の病気や負傷で死亡した場合その遺族に「海軍共済組合令」又は「陸軍戦災救恤規程」に基づいて殉職年金等が支給されていたが終戦後は「旧令による共済組合等から年金受給者のための特別措置法」によって引続き支給されている。

2　殉職年金、障害年金等は終戦前陸海軍に勤めていた工員、傭人、雇員等に対する共済制度による給与金で委託援護業務以外のいわゆる法外援護であるが恩給法、援護法等とも極めて密接な関連があるので遺族に対する公的援護の一環として援護法に該当しない者を優先的に取扱っており、一九五六年六月から本格的に事務を開始している。

3　援護法による遺族年金、弔慰金等を却下された者の中には旧令共済組合による殉職年金等の受給権者がいるが受給権の確認が先決問題であるので該当者については先ず権利確認の証拠資料を整備して旧令共済部に受給権の確認方を要請し、確認通知があり次第請求手続をとっている。

（五）戦争受刑者並びに留守家族の援護について

1　「対日平和条約第十一条に掲げる裁判」により有罪の判決をうけて拘禁されている戦争受刑者の留守家族に対しては、留守援法により留守家族手当が支給されており、又政府においてもこれまで予算の範囲内で本人及びその留守家族に対し見舞金を贈り慰問激励につとめてきた。

2　沖縄出身の戦争受刑者は二五名（陸一〇海一五名）いたがうち巣鴨刑務所に拘禁されていた者は仮釈法の恩典に浴し全員出所している。

第二節　援護給与の処理

（一）恩給法関係

| | 対象件数 | 処理件数 | 未処理件数 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 未申請 | 手持 | |
| 傷病恩給 | 一、八七九 | 一、六五一 | 一四三 | 八五 | |

一、　概　況

1　戦傷病軍人、軍属に対する傷病恩給事務は一九五五年五月業務開始以来二カ月余を経過しているが傷病の程度、受傷の時期及び症状経過等事務の複雑性と関係資料の消失又は不備等のため、その処理に難渋し本年四月までに対象件数の八七％を進達しているにすぎない。

2　あと二二八件を進達することによって一応初度請求の分は処理されるが有期裁定者の再審査請求が継続して行われてるので約千件程度対象件数が増えることになる。

二、処理方針【計画】

1　未処理の分は証拠資料の皆無又は不充分なもの、その他精神関係のものでその事務処理については相当困難が予想されるが戦時名簿その他関係諸資料の入手に努めると共に沖縄傷病軍人会とも緊密な連繋をとって、初度請求の分については本年九月までに関係書類を整備して進達したい。

2　今後裁定になるものの約八〇％は有期で款症程度のものは殆んど全部が再審査請求

をしなければならないが第六項症以上その都度、旧第七項症以下のものは本年十月頃一斉に恩給診断を実施しその結果に基づいて請求事務を進めたい。

（二）戦傷病者戦没者遺族等援護法関係

| | 対象件数 | 処理件数 | 未処理件数 | | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 未申請 | 手持 | |
| 障害年金 | 二九〇 | 三一三 | 三九 | 三八 | |

一、概　　況

1　戦傷病軍属で特別項症から第三款症（旧第二款症）までの者に対しては障害の程度に応じ障害年金が支給されるがその請求事務は七三%が処理されている。

二、処理方針【計画】

1　未処理の七七件は初度請求の分で傷病恩給と同様に処理困難なものばかりが残っているが一応書類を整備本年十二月までに進達したい。

2　裁定になったものの半数以上が有期裁定であるので今後継続支給申請をしなければならないが更に援護法の一部改正に伴って準軍属（戦斗参加者）に対しても障害年金が支給されることになっているので来年一月から該当者約千名の請求事務を開始する予定である。

| | 対象件数 | 処理件数 | 未処理件数 | | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 未申請 | 手持 | |
| 更生医療給付 | 一四七 | 九三 | 五四 | 〇 | |

一、概　　況

1　傷疾軍人軍属に対する更生医療は一九五四年に申請して以来九三名が給付を受けており、受給該当者の六三%が処理されている。

2　更生医療の給付はその対象が主として外科的疾患で整形手術等の治療を要するが多いが現地に指定医療機関がないため、政府予算から旅費を補助して本土の医療機関（東京厚生年金病院）で治療をうけさせている。

二、処理方針

1　更生医療を必要とするものは旧第七項傷以下の軽傷者が大多数であるがこれの障害者は一九五九年三月三十一日に有期満了となるため、本年十月頃に恩給診断を実施して再審査請求を請求しなければならないので、裁定によっては積極的に希望者が出るものと予想されるのであるからその後の状況をみてから処理したい

2　受給予定者があと五四名残っているが、再手術の苦痛、生活困窮、恩給等差の低下など諸種の事情から希望者が少ないので、受給該当者の啓蒙指導に努めこれらの傷病者の更生援護の措置に遺憾のないよう期したい。

3　新年度においてはとりあえず三十一名を予定して、認可になった者に対しては政府予算から旅費を補助して上京受給させる計画である。

4　援護法の一部改正に伴って準軍属（戦斗協力者）に対しても昭和三十四年四月一日から更生医療が給付されることになったが沖縄戦関係の傷病者約千名のうち三〇名程度が該当するものの思われるので本年十月頃実施される恩給診断の結果を俟って更生医療を必要とする者についてはそれまでに受給申請の手続を完了する方針である。

| 対象件数 | 処理件数 | 未処理件数 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 未申請 | 手持 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 補装具支給 | 七四八 | 七一〇 | 三八 | 〇 |

現地交付（修理）件数　六七五件
支給（修理）金額　四、六二〇、五一〇（日）円

一、概　況

1　戦傷病者に対する補装具の支給は初め更生医療疾患者として送り出した者に対してなされていたが、一九五六年度以降は毎年補装具製作班を招へいして現地で製作支給又は修理を行っており、現地支給と東京での交付を合せて現在までに七一〇件が処理されている。

2　未処理の三八件はその殆どが受給を希望者に洩れなく支給した。

二、処理方針【計画】

1　本年度は現地支給を実施したので上京受給の実績はないが新年度においてはとりあえず十一名程度を送り出す予定である。

2　更に新年度においては修理を主体として耐用年限の切れたものに対する再交付（対象約一〇〇件）を予定して小規模の現地支給を計画していたが、予算その他の都合で製作班の招へいを見合わせることにした。

なお新年度の処理方針については東京都と交渉中であるので通知があり次第事務手続を進めたい。

（イ）現地で可能な製作（修理）については、所要経費の交付を受け、現地施設を利用して支給する。但し現地技術者で製作困難なものには上京させる

（ロ）現物給付が困難な場合においては、補修資材を送付して貰い現地施設で製作修理を行う。

3　援護法の一部改正に伴って準軍属（戦斗参加者の傷病者に対しても補装具が支給されることになっているが沖縄戦で受傷した者（推定千名）のうち約三百名程度が該当するものと思料されるので恩給診断の結果を見た上で処理する予定である。

| | 対象件数 | 処理件数 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 国立保養所への収容 | 一〇 | 四 | |

| 未処理件数 | | |
|---|---|---|
| 未申請 | 手　持 | 備　考 |
| 六 | 〇 | |

一、概　要

重度の身体障害（第二項傷以上）は国立の保養所へ収容することになっており、現在まで四名の進達がなされたが移送途中で患者が急変する虞れがあるとか親許を遠く離れる不安等の理由で三名は取下げて実際に収容されたのは一名（入所中死）である。

二、処理方針【計画】

1　保養所に収容しなければならない者は、常に介護を必要とする半身不随等の重症者（障害の程度が第二項傷以上のもの）で該当者が約四〇名程いるが諸種の事情から希望者は将来とも一、二名程度にすぎないと思料される。

2　新年度においては既応の実績を勘案して患者送り出し計画を見合わせたい。

（三）未帰還者留守家族援護法関係

| | 対象件数 | 処理件数 | 未処理件数 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 未申請 | 手持 |
| 療養給付 | 一五〇 | 八三 | 六三 | 一 |

備　考

受付八六件うち取消三件　認可七〇件、不認可五件、未認可八件、

一、概　要

留守援護法が沖縄に適用されたのは一九五四年七月で戦傷病者に対する療養給付申請事務が開始されたのは同年九月以降であるが対象者は殆どが結核関係で受給予定者のうち七〇名が認可になり治療又は軽快、中止等で退院した者二一名死亡三名で現在四六名が鹿児島在京、千葉等の国立病院、療養所で治療を続けてる。

二、処理方針【計画】

1　受給予定者が六〇名位残っているが新年度においては政府予算から旅費を補助し十名程度を送り出す計画である。

2　家庭の事情や病状等の関係で本土での療養受給が困難なものは差しあたり療養費支給によって現地の医療機関で治療せしめ患者が希望すれば渡日療養に切替える方針である。

3　療養認明書の発給については開業医師の協力を求めると共に関係書類の調整につとめ申請事務の促進を計りたい。

| | 対象件数 | 処理件数 |
|---|---|---|
| 療養費支給 | 五〇 | 三四 |

| | 未処理件数 | | 備　考 |
|---|---|---|---|
| | 未申請 | 手持 | 受付件数五七件（継続申請を含む）取消一件 |
| 療養費支給 | 一〇 | 六 | 認可三七件、不認可三件、未認可一三件 |

一、概　要

障害の程度が第三項傷旧第二款症）以上の戦傷病軍人軍属に対しては、援護法により最高八五、〇〇〇円から五九、八〇〇円の障害年金が給され第4款症（旧大三款症）以下の軍属には留守援護法によって最高三八、〇〇〇円から一六、〇〇〇円の一時金が支給されることになっており、現在まで三〇名（六%）進達してあるが裁定になったのは僅か七名である。

二、処理方針【計画】

1　対象件数の過半数は「把握済未帰還者連名簿」で把握されており、又未処理件数の大半は連名簿の未処理で本名簿に登裁されている者は留守家族手当の受給適格者であるので、名簿の未復員者を優先して支給申請事務を進め、新年度内に処理する方針である。

2　恩給法の一部改正に伴って未帰還公務員でない公務員（昭和二十二年九月一日以前の戦没者）で、昭和三十三年四月三十日までに死亡広報が出たものに対しては留守家族手当と年金恩給が併給されることになっているので中共ソ連地域内に抑留されている未帰還者（軍人、軍属、一般人）の留守家族の援護に重点をおいて処理したい。

3　未処理の分については死亡処理のための調査票提出の有無に係らず一応留守家族手当の支給申請を早目に進めるよう市町村援護係職員の指導助言に努めると共に確認資料が保有されてないために支給決定を保留されている分（四九七件）の処理については、現（確）認者としての外地帰還者の把握に努めると共に、留守家族に対しても身分確認資料を具して調査票（未復員届）を早急に提出するよう指導している。

| | 対象件数 | 処理件数 |
|---|---|---|
| 葬祭料及び遺骨引取経費 | 四八，八六〇 | 一九，一四八 |

| | 未処理件数 | |
|---|---|---|
| | 未申請 | 手　持 |
| 葬祭料及び遺骨引取経費 | 二八，六三一 | 一，〇八一 |

備　考

死亡公報発行済数三七，〇七八件

一、概　況

1　対象件数四八，八六〇件に対し、進達件数は一九，一四八件で既に一三，〇四三，

一六七日円が遺族に支払われている。

2　処理率がわずか三九％でパーセンティジが低率であるのは政府分離に伴い留守援法が本土よりも遅れて施行（一九五四年七月十五日）されたことと特に葬祭料遺骨引取経費よりも支給額が多く、且つ毎年継続して支給される援護金、公務扶助料などを優先して請求事務を進めたことに因る

3　葬祭料及び遺骨引取経費の支給額は数次に亘って改訂増額されているため、出来るだけ新改訂額で支給を受けるのが得策であるとして、現行額で支給して貰うよう厚生省に要請したが結局三千円未満は三千円に引上げ、沖縄在住の遺族に対しては五七年四月から送金が開始され、既に一三〇四三、一六七日円が支払われている。

二、処理方針

市町村の進達台帳の整備充実を図るよう指導督励すると共に、援護法適格者名簿に登載されている分の申請事務を早急に処理するよう努力する

| | 対象件数 | 処理件数 |
|---|---|---|
| 未支給給与 | 二七，〇〇〇 | 〇 |

| 未処理件数 | |
|---|---|
| 未申請 | 手持 |
| 二七，〇〇〇 | 〇 |

備　考

死没者の未支給給与は二，五七二名に対し支払済

一、概　況

軍人軍属が在職中に受くべき俸給、給料、諸手当は、死没者、生存者の区別なし復員又は死亡時において精算して支払われるものであるが死亡者に対しては死亡時給与金として葬祭料及び遺骨引取経費と一緒に支払われているが生存者の分は未だ支払われていない。

二、処理方針【計画】

1　本請求事務は年金受給者の権利の確認が先決問題であるので、受給権の確認資料を整備して主務庁に確認方を要請し、確認通知に接し次第請求手続を進めている

2　援護法による遺族年金、弔慰金等を却下された遺族の中には旧令共済部からの殉職年金の受給権利者があるので、その分については却下書類を再検討して該当者に対して請求手続をとるように指導している。

3　未処理の一二二件については援護法に該当しない船員で共済組合に該当する者を優先して処理を進め来年六月までには進達を完了する見通しである。

## 恩給法による旧軍人、軍属及び その遺族に対する恩給事務について

恩給係長　平良　眞義

昭和二十一年二月勅令第六十六号により、軍人、軍属の恩給が廃止されたことは、敗戦の斉らした已むを得ない処置であったとはいえ、やがて国力の恢復と共に、戦争犠牲者の国家補償が強い世論となって打ち出されたことは、至極当然のことであり、就中、公務災害補償としての軍人恩給復活要望の声は、枉げることの出来ない近代的理念に立脚するものであった。

混乱を来たしていた当時の国家財政の立場から、旧恩給法に比し大巾な制限を受けたことは避け難いところではあったが兎に角も昭和二十八年八月一日法律第一五五号により、軍人恩給の復活をみたのである。

特にわが沖縄に於いては文字通り全島焦土という悲惨な状態に置かされ、前記諸補償制度の必要性が、より切実であったにも拘らず行政分離という特殊な立場に置かれた為に種々の隘路を抱え恩給請求事務が実際に開始されたのは昭和三十年一月であり、すでに本土各府県では、事務開始後二ヶ年を経過し軌道に乗った頃であった。

こうしたハンディキップを抱き乍らも同年一月来島をみた厚生省業務第一課長本間六三郎氏による実務研修が職員及び関係者に対し約一ケ月に亘り実地され漸く請求事務が開始され、三月十六日付始めて陸軍関係書類二十件の進達をみたのである。

その後、幾多の苦難の道を辿り続け乍らも、既に四年をかぞえ、年五月末現在、その処理実績は普通恩給六五%、扶助料七五%の処理済になっており、一応軌道に乗ったものといえよう。恩給事務処理上、難点とされるところを挙げると、他の援護事務同様、戦災により、戸籍書類が殆ど滅失したことである、これが整備については一応住民による臨時戸籍の申告がなされ、次に戸籍整備法に基く仮戸籍の申告がなされ、現在九割程度の整備が完了している訳であるが、恩給旧既裁定者については恩給局に旧戸籍書類が保管されており、その分との相違が著しくその調整のため恩給局から戸籍書類の写本（青写真）を取り寄せ、これに基づいて再整備の上請求書類を提出している状況である。

旧既裁定者の分一、五五五件に対し一、二五件の青写真は送られたが未だ未着三五〇件をかかえている、なお旧既裁定者の掌握になついては戦後の居住地分散、或いは所在不明などで関係者の申出がない限り掌握の方途はなく、該当者についても前記一、五五五件より、なお数百件増加するものと了想している。次に、前記戸籍整備が九割程度完了したとは申すものの、その整備がなお不確実なために請求書の進達を余儀なく保留されていたのが現在、約五〇〇件もある、更に戸籍書類のみならず請求手続上必要な資料が皆無のため、請求書類の整備に難渋している状況である、戦後沖縄では軍用地接収などに伴い居住地の移住地の移動、分散も余儀なくなされたため請求書類の移牒が頻繁に行われる結果となり、このことも事務処理上の難点たるを否めない。

以上のような沖縄の特殊事情に起因する諸問題を解決するために昭和三十一年恩給局長八巻諄之輔氏一行を招聘して、解決方策を討議し、もって円滑なる事務の推進を期したのであるが請求事務を進めるうちにはなお問題を残す特殊なケースが頻出し、本年五月に至つて、更に恩給局第一課長城谷千尋、第三課長中島忠次の両氏を招聘、実務上の具体的な問題解決を図ったのである、両課長も沖縄の特殊な事情を諒し特に戸籍関係、時効に関する問題等について好意的な助言を寄せられた。

一、現地（沖縄）の恩給事務は、懸念したほど事務上の停滞はなく喜んでる

二、沖縄の特殊事情は充分に諒解しているが、この特殊事情に煩わされることがないよう、現状で可能な請求事務の促進を、より一層計って貰いたい。

三、時効については何等の懸念も要しない、恩給は権利者の請求によって裁定されるのが本旨であり、仮令時効により失権したものについても、その事由が不可効力的なるものであるか、その及ぼした範囲が大多数のものであれば裁定庁としても考慮せざるを得ないだろう。

四、各遺族又は関係個人からの恩給局への直接照会も差支えないが、その趣旨不明確なため隔靴掻痒の感を抱くのは双方共に遺憾なことであるので照会要領については関係係員でよく指導して頂きたい。
五、証書記号番号、及び裁定年月日は事務を容易にする上に是非必要であるので証書受理に接し、又は証書記号番号を知るに至り次第メモをとって控えておくよう周知徹底させて頂きたい。
以上のように未処理の分についても特に解決困難な障害が存するものではないと云えよう。

扨って一概に軍人恩給と吏われるところのものを恩給法の上から概説を試みて多数の御参考に供したい。

一、恩給制度の沿革

恩給制度は明治二十三年旧憲法施行に先立つこと十五年、近代国家としての形態を整えるべく布かれた、兵制と官吏制度の実施に追随して進められた、即ち、明治六年の兵制実施の後を受けて、同八年初めて大政官達をもって、海軍退隠令が公布され、翌九年には陸軍恩給令が公布されたが、前者は英国に、後者はフランスにその範をとったものといわれている。明治二十三年旧憲法施行に伴い官吏恩給法、官吏遺族扶助法、及び軍人恩給法の三法律が公布されるに至って、ようやく恩給制度はその形態を整えるに至った。

大正十二年に至って法体系を簡明にし、適用対象と支給額を適正にし同時に事務簡素化を計るために前記の職種ごとに制定された恩給法と、それに附随し、または関連する数多くの法令を統合して仝年十月から現行恩給法が施行された。

この改正で改善されたおもな事項は1公務員間の在職年通算、2文官待遇の職員を適用対象に入れたこと、3加算規定とその計算方法の合理化、4支給額改善、5自已便宜退職者に恩給権を認めたこと、8退職後に結婚した妻に伏助料権を認めたことであった、その後非常時体勢の進むにつれ、恩給法も亦た主として軍事援護の立場において終戦を迎えたのである。

旧軍人軍属の恩給は、終戦後連合軍司令官の指示により発令された勅令第六八号昭和二十一年二月一日同年一月限り支給停止となり、さらに同年九月三十日（法律第三十一号）には、恩給法から軍人に関する規定は除去されて、わずかに傷病者に対する例外支給が認められていた。

昭和二十六年秋、講和条約の成立とともに、政府は公務傷病者とその遺族を対象として「戦傷病者、戦没者、遺族等援護法」昭和二十七年四月一日より施行し、続いて支給停止にあった旧軍人、軍属の恩給も法律節第一五五号（昭和二十八年八月一日）の施行によって復活されることになったが、しかし完全に元の通りになったのではなく、1恩給を算定するために仮定俸給を低位に制したこと、2在職中計算上短期在職期間を排除したこと、3加算年を除却したこと、4戦公死者の扶助料を改正後の低い支給率によったこと、など財政的な立場から相当の規制を受けた。

二、法律第一五五号について

1、法の適用関係

法律第一五五号附則においては、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの家族の恩給について、恩給権を取得するための要件、恩給金額、俸給年額等の大筋だけを規定して、その他の事項については「この法律の附則に定めるものを除く外、恩給法の規定を適用する」（附則第二十八条）という包括的な規定を置いているにすぎない。

そこで軍人、軍属の恩給についての法律の規定の適用関係は、第一に法律第一五五号附則に規定がある事項については、恩給法の特例を定めたものと解されるから、その特例たる法律第一五五号附則の規定が優先適用される。第二に法律第一五五附則に定めがなく現行恩給法にも規定のない旧軍人、旧準軍人についての特別な事項たとえば旧軍人、